西三河都市計画地区計画の決定 (幸田町決定)

都市計画深溝里地区計画を次のように決定する。

	4P117日1 名	<u>■採供主地区計画</u> 称	を次のように決定する。 深溝里地区計画
	位	置	幸田町大字深溝字大皿、小杉山、東大平、西大平の各一部
	面	積	約1.2 h a
	地区計画の目標		本地区は、国道 23 号・248 号の重複区間に隣接し、都市計画道路名豊道路(国道 23 号名豊道路)の幸田芦谷 I Cから約 1.5 km圏以内にあり、幸田町都市計画マスタープランにおいて「沿道サービス系市街地」の計画的形成の位置付けを踏まえ、土地区画整理事業による市街地整備が実施されている。 本計画は、周辺の住宅地等の環境に配慮しつつ、幹線道路沿道の立地特性を活かし、沿道サービスや物流施設等を誘導することを目標とする。
区域の整備開発及び保全の方針	土地利用の方針		幹線道路の沿道地区として、住宅地等の環境に配慮しつつ、沿道サービスや物流施設等の立地を誘導する。
	建築物等の整備の方針		地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、沿道サービスや物流施設等の立地を誘導するため、建築物の用途の制限を定める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途 の制限	次の建築物は建築してはならない。 ①建築基準法別表第2(へ)項第三号に掲げるもの

「区域は、計画図表示のとおり」

本地区は、周辺の住宅地環境等に配慮しつつ、幹線道路沿道における沿道サービスや物流施設の立地誘導等のため、地区計画を定める。